省　　令

○経済産業省令第二号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤羽　一嘉

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（輸出貿易管理令別表第一関係） 第一条～第十四条　［略］ （外国為替令別表関係） 第十五条～第十八条　［略］ 第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 一　第六条第二号ハ（一）５若しくは６若しくは（二）３若しくはニ（一）５若しくは６若しくは（二）３若しくは４又は第十六号ロに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。） 二　第六条に該当するもの（同条第二号ハ（一）５若しくは６若しくは（二）３若しくはニ（一）５若しくは６若しくは（二）３若しくは４又は第十六号ロに該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれにも該当しないもの イ～ハ　［略］	（輸出貿易管理令別表第一関係） 第一条～第十四条　［略］ （外国為替令別表関係） 第十五条～第十八条　［略］ 第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 一　第六条第十六号ロに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。） 二　第六条に該当するもの（同条第十六号ロに該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれにも該当しないもの イ～ハ　［略］
三～五　［略］ ２～５　［略］ 第二十条～第二十四条　［略］ 第二十五条　外為令別表の一三の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする 一～五　［略］ ２　外為令別表の一三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする 一～四　［略］ 五　第十二条第四号ホ又は同条第四号の三に該当するものを使用（操作に係るものに限る。）するために設計又は改造したプログラム ３～５　［略］ 第二十六条～第二十八条　［略］ 別表第一～三　［略］	三～五　［略］ ２～５　［略］ 第二十条～第二十四条　［略］ 第二十五条　外為令別表の一三の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする 一～五　［略］ ２　外為令別表の一三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする 一～四　［略］ 五　第十二条第四号ホ又は同条第四号の二に該当するものを使用（操作に係るものに限る。）するために設計又は改造したプログラム ３～５　［略］ 第二十六条～第二十八条　［略］ 別表第一～三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年一月二十二日から施行する。